

みつわ台2丁目46番住宅管理組合緑化協定

（協定の目的）

第1条 この協定の目的は、私達の団地とその周辺を緑に包まれ、鳥の舞う街として健康で快適な生活を営むため住環境の緑化を推進することにあります。

（協定の名称）

第2条 この協定は、みつわ台2-46住宅管理組合緑化協定（以下「協定」といいます）とします。

（協定の区域）

第3条 協定の対象となる土地の区域は、みつわ台2-46住宅管理組合（以下「管理組合」といいます）の管理する敷地内全域とします。

（協定の締結）

第4条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号以下「法律」という）第14条の規定にもとづいて締結するものとします。

（協定の効力）

第5条 この協定は、認可の公告があった日から効力が生じます。またこの日以後に新たに土地所有者等となった者に対してもその効力がおよぶものとします。

（協定の変更および廃止）

第6条 協定事項（内容）を変更しようとするときは、協定者全員の合意を必要とし法律による認可を受けるものとします。

2. 協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意を必要とし、法律による認可を受けるものとします。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、認可の公告があった日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとします。

（緑化に関する事項）

第8条 第1条の目的を達成するため植える木などについて、次の通り定めることにします。

1. 植える木の種類と場所

植える木は、団地内の緑化を豊かにし近隣の住宅環境をも良くすることをめざして、それに適する樹種を次のものから選んで植栽することとします。

(1) 植える木の種類

- イ 花の咲く木 さくら、つばき、さざんか、ふじ、つつじ など
- ロ 果実が楽しめる木 いちじく、うめ、ゆず、ざくろ など
- ハ 家並をやわらげる木 くるまつ、けやき など

(2) 植える場所

団地敷地内全般で、管理組合が定めた場所

2. 植栽は管理組合に委任するものとする。

(植栽樹木の保護および管理)

第 9 条 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう植栽した樹木を良好に保護するよう努め、家族等にもその趣旨を指導しなければなりません。

2. 植栽した樹木の病虫害防除、施肥、剪定等の樹木の保護および育成に要する管理は管理組合に委任するものとします。

3. 植栽した樹木を伐栽、もしくは移植することは、管理組合が行うものとします。

(協定に違反したとき)

第 10 条 故意または重大な過失により植栽した樹木等を伐栽し、もしくは損傷する等により、この協定に違反したときは違反者に対して、とりきめたことがらの実施を求め、もしくは原状に回復することを求めることができます。違反者が、この求めに応じないときは、管理組合が違反者にかわってこれを行い要した費用は違反者の負担とします。

(協定書の保管)

第 11 条 この協定書は管理組合の理事長が保管するものとします。

この協定書が組合員全員の合議により成立したことを証するため、各自記名捺印することとします。

昭和 年 月 日